

憲 法 (100 点)

第 1 問

以下の学生と大学教員との対話を読んで、同性婚を否定する現行法(条文を特定する必要はない)の合憲性を論じなさい。

学生 同性婚とはどのようなものですか。

教員 詰めて考えれば多義的ですが、さしあたり、「戸籍上の性別が同じ者同士が民法上の婚姻(法律婚)を行うこと」だと考えましょう。民法が「夫婦」という文言を一貫して用いていることなどからして、現行法上、同性婚は認められていないと考えるのが実務であり、民法学や憲法学の通説です。

学生 恋愛関係にある同性カップルが事実上、共同生活を送ることに特には法令上の制限はないのですね。

教員 はい。しかし、法律婚が認められなければ、カップルの一方が亡くなったときに相続人となることができないことや、子育てをする場合に共同親権を行使することができず、子育て環境が不安定になることなど、法律婚に伴う法的な効果が享受できないほか、日常生活でも婚姻カップルと認められないことによる様々な不便が生じます。また、こうした実際上の不利益のほか、法律婚が認められないことで、国あるいは社会から、自分たちの存在が否定されているように感じる人々もいます。

学生 同性婚を認めていない現行法は、憲法に反しないのでしょうか。

教員 憲法学説上、様々な議論があります。ただ、憲法 24 条 1 項が、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とすることなどから、24 条は異性婚を前提としているという解釈については、学説上、異論もありますが、ある程度のコンセンサスがあります。その上で、他の条文から婚姻の権利(あるいは婚姻の自由)を導き出すことができるか、あるいは同性婚を否定することが平等原則に反しないか、といった点が議論されています。

第2問

天皇が、皇后とともに、地震及び台風等の被災地を訪れて被災者を見舞い、そのために要する経費が宮廷費から支出されたとする。このような天皇及び皇后の行為に関する憲法上の問題について論じなさい。